

特殊詐欺を防止するために必要な方策に関する指針について

1 目的

この指針は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号。）第15条第2項の規定に基づき、特殊詐欺を防止するために必要な方策に関することを定め、もって特殊詐欺を防止し、県民の財産を守ることを目的とするものです。

2 策定の経過

- (1) 平成26年9月11日、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の一部を改正する条例案要綱に対する意見・情報（県民政策コメント）の募集にあたり、今後定める予定の指針の骨子として公表
- (2) 平成27年2月2日開催の「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議において、指針を説明

3 施行日

平成27年4月1日

特殊詐欺を防止するために必要な方策に関する指針

第1 通則

1 趣旨

この指針は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、特殊詐欺を防止するために必要な方策に関することを定め、もって特殊詐欺を防止し、県民の財産を守ることを目的とする。

2 適用範囲等

(1) この指針は、県民等及び次号に掲げる事業者が努力すべき必要な方策を示すものである。

(2) この指針における事業者とは、次に掲げるものをいう。

ア 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第2条第1項の金融機関

イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定による貨物自動車運送事業者（その者のために貨物運送契約の締結の媒介、取次または代理を業として行う者を含む。）

ウ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）第2条第3項の携帯音声通信事業者、同法第6条第1項の媒介業者等及び同法第10条第1項の貸与業者

(3) この指針は、犯行の態様の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

1 県民がとるべき方策

(1) 県、市町、事業者等による特殊詐欺の防止に関する情報提供、注意喚起等を踏まえ、家族間であらかじめ「合い言葉」を決めておくなど特殊詐欺の被害防止について関心を持つよう努めること。

(2) 不審な料金請求、医療費等の還付金手続、融資保証金の要求など特殊詐欺の手段と思われる電子メール、電話、郵便物等を受けたときは、一人で判断せず現金の振り込み等をする前に家族、身近な者または警察等の相談機関に相談するよう努めること。

(3) レターパックや宅配便による現金の送付は、運送約款等に違反するおそれがあり通常の送金手段として用いられることはないことから、これらを用いた送金の要求には応じないよう努めること。

(4) 地域住民の集会などにおける特殊詐欺防止の講習、地域の見守り活動などにおける住民同士の情報交換や注意喚起を行うなど、地域ぐるみの特殊詐欺防止の機運が醸成されるよう努めること。

2 事業者がとるべき方策

- (1) 特殊詐欺の被害防止に資するものとして事業者の取組が有効であることを認識し、特殊詐欺の被害防止に関する県、市町等による施策および県民等による自主的な防犯活動に協力するよう努めること。
- (2) 役務の提供が特殊詐欺の手段に利用されることを防止するため、その対応についてマニュアル等を作成するよう努めること。
- (3) 顧客等に対して特殊詐欺の被害抑止のための声かけを励行させるなど従業員の教育・訓練を行うよう努めるとともに、特殊詐欺に関する犯罪多発警報等の発令時には、顧客等に対する声かけ等の注意喚起を強化するよう努めること。
- (4) 事業所におけるポスターの掲示やホームページによる情報発信など、特殊詐欺の被害防止、関心を高めるための広報啓発活動に努めること。
- (5) 金融機関は、現金自動預払機（ＡＴＭ）の設置を委託する者に対し、特殊詐欺の被害防止に必要な情報を提供し、およびその利用者に対する声かけ等の注意喚起を要請するよう努めること。

3 通報等

- (1) 県民等は、その言動から特殊詐欺の被害に遭うおそれのある者があるときは、警察官、事業者等へ通報するよう努めること。
- (2) 事業者は、その役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある者又は特殊詐欺に係る行為を行っていると思われる者を発見したときは、警察官への通報その他適切な措置を講ずるよう努めること。

付 則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例を 改正しました (平成27年4月1日施行)

改正の 概要

今回の改正で、「地域の実情に応じた犯罪抑止活動の促進」「高齢者、障害者、子ども、女性等の犯罪弱者の犯罪抑止対策の推進」「特殊詐欺を事業者や家族など周囲の人の協力により水際で防止する対策の推進」の取組を一層強化し、犯罪のない安全・安心な滋賀の実現に向けて、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動を展開します。

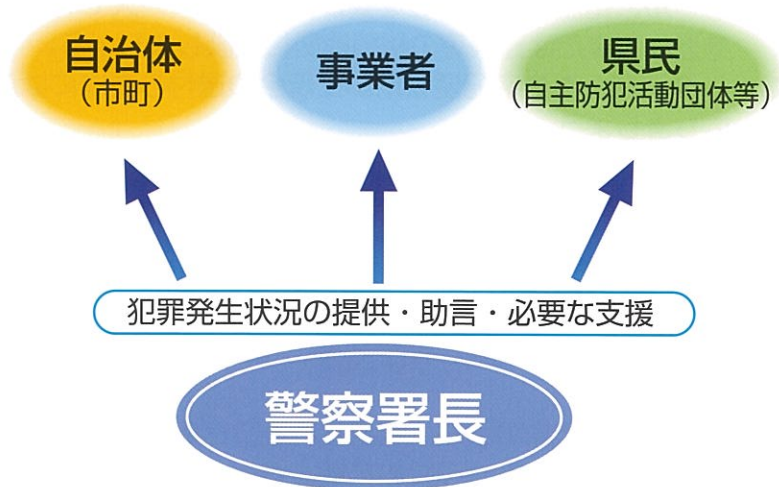
改正の ポイント

- 地域の実情に応じた防犯活動の推進
- 高齢者等の犯罪弱者に対する犯罪被害防止の取組の推進
- 特殊詐欺被害防止の取組の推進



地域における防犯活動を推進します

警察署長は、地域の実情に応じた防犯活動を促進するため、市町や県民等に対して、その管轄区域内の犯罪の発生状況等の情報の提供等の支援を行います。



高齢者等の犯罪弱者を犯罪被害から守ります

県・警察、市町、事業者、県民等は連携して、高齢者、障害者、子ども、女性等の犯罪弱者が犯罪被害を受けないようにするため、情報の提供などを行います。

犯罪による被害の防止に特に配慮を必要とする者



特殊詐欺（振り込め詐欺等）の被害を防止します

金融機関や宅配業者、携帯音声通信事業者等の事業者は、その業務が特殊詐欺に利用されないよう必要な措置をします。



金融機関



宅配業者



携帯音声
通信事業者

努力義務



特殊詐欺に
利用されないための
必要な措置

特殊詐欺被害防止に関する指針

県民の取組

- 1 家族間で「合い言葉」を決めておくなど、特殊詐欺の被害防止について関心を持ちましょう。
- 2 不審な料金請求や保証金の要求など特殊詐欺の手段と思われる電子メール、電話、郵便物等を受けたときは、一人で判断せず、家族や身近な人または警察等の相談機関に相談しましょう。
- 3 レターパックや宅配便を用いた現金の送付の要求には応じないようにしましょう。
- 4 地域における特殊詐欺防止の講習、見守り活動による住民同士の注意喚起を行うなど、地域ぐるみで防止の機運を高めましょう。



事業者の取組

- 1 特殊詐欺の被害防止に関する県、市町等による施策および県民等による自主的な防犯活動に協力しましょう。
- 2 業務が特殊詐欺の手段に利用されることを防止するため、対応マニュアル等を作成しましょう。
- 3 特殊詐欺の被害抑止のための顧客等への声かけなどの従業員の教育・訓練を行いましょう。
- 4 事業所へのポスターの掲示やホームページによる情報発信など、特殊詐欺防止の広報啓発を行いましょう。
- 5 金融機関は、現金自動預払機（ATM）の設置を委託する業者に対して、被害防止に必要な情報を提供し、利用者に対する注意喚起を要請しましょう。



通報等

- 1 県民等は、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある言動をする人を発見したときは、警察や事業者へ通報しましょう。
- 2 事業者は、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある人や特殊詐欺を行っていると思われる人を発見したときは、警察へ通報する等の適切な措置をとりましょう。



お問い合わせ先

県民活動生活課（安全なまちづくり担当） ☎ 077-528-3414

 <http://www.pref.shiga.jp/c/anzen/sisin/index.html>